

審査基準（公表用）

様式第3号
 所管課 危機管理防災課

法令名	消防法施行令			法令の番号	昭和36年政令第37号					
許認可等の種類	消防設備士免状の再交付			根拠条項	第36条の6第1項					
審査基準	消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の7に基づき申請されていること。 消防設備士試験等の実施基準の制定について（昭和41年自消丙予発第63号）のうち、第一免状に関する事務処理要領の4の部分によること。									
	受付機関	危機管理 防災課	処理機関	危機管理 防災課	交付機関	危機管理防災課		標準処理期間	15 日	目次 NO
								標準経由期間	日	